

平成26年3月24日

岩美町議会
議長 津村 忠彦 様

岩美町議会予算審査特別委員会
委員長 船田 為久

特別委員会審査報告書

本特別委員会に付託された下記審査事件について、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1. 審査事件名

- 議案第25号 平成26年度岩美町一般会計予算
- 議案第26号 平成26年度岩美町住宅新築資金等貸付特別会計予算
- 議案第27号 平成26年度岩美町代替バス運送事業特別会計予算
- 議案第28号 平成26年度岩美町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第29号 平成26年度岩美町国民健康保険特別会計予算
- 議案第30号 平成26年度岩美町集落排水処理事業特別会計予算
- 議案第31号 平成26年度岩美町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第32号 平成26年度岩美町介護保険特別会計予算
- 議案第33号 平成26年度岩美町訪問看護ステーション特別会計予算
- 議案第34号 平成26年度岩美町水道事業会計予算
- 議案第35号 平成26年度岩美町病院事業会計予算

2. 審査結果

上記事件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

3. 審査日時等

月 日	審査事項	備 考
3月13日	正・副委員長選任 審査方法等協議	委員長 船田 為久議員 副委員長 竹中 一浩議員
3月14日	議案第25.26.27号	総務教育分科会
	議案第25.28.29.30.31.32.33.34.35号	産業福祉分科会
3月18日	2分科会委員長報告、質疑、討論、採決	

4. 審査方法

常任委員会ごとに2分科会（総務教育、産業福祉）とし、付託事件を分担して審査した。

分科会ごとの審査事件は次のとおり

総務教育分科会	議案第25号 平成26年度岩美町一般会計予算 第1条第2項（歳入歳出予算）中 歳入 全般 ただし、産業福祉分科会所管歳出に係る歳入は除く 歳出 1款（議会費） 2款（総務費）ただし、3項（戸籍住民基本台帳費）、環境水道課所管事業費は除く 3款（民生費）中、1項5目（同和対策費） 6款（商工費） 7款（土木費）中、税務課・商工観光課所管事業費 8款（消防費） 9款（教育費）中、住民生活課所管事業費は除く 11款（公債費） 12款（予備費） 第2条（債務負担行為） 第3条（地方債） 第4条（一時借入金） 第5条（歳出予算の流用）
	議案第26号 平成26年度岩美町住宅新築資金等貸付特別会計予算
	議案第27号 平成26年度岩美町代替バス運送事業特別会計予算
産業福祉分科会	議案第25号 平成26年度岩美町一般会計予算 第1条第2項（歳入歳出予算）中 歳入 産業福祉分科会所管歳出に係る歳入 歳出 2款（総務費）中、3項（戸籍住民基本台帳費）、環境水道課所管事業費 3款（民生費）ただし、1項5目（同和対策費）は除く 4款（衛生費） 5款（農林水産業費） 7款（土木費）ただし、税務課・商工観光課所管事業費は除く 9款（教育費）中、住民生活課所管事業費 10款（災害復旧費）
	議案第28号 平成26年度岩美町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第29号 平成26年度岩美町国民健康保険特別会計予算
	議案第30号 平成26年度岩美町集落排水処理事業特別会計予算
	議案第31号 平成26年度岩美町公共下水道事業特別会計予算
	議案第32号 平成26年度岩美町介護保険特別会計予算
	議案第33号 平成26年度岩美町訪問看護ステーション特別会計予算
	議案第34号 平成26年度岩美町水道事業会計予算
	議案第35号 平成26年度岩美町病院事業会計予算

5. 場 所 全員協議会室

6. 委員構成 11名

委員長	船田 為久	委員	松井 俊明	委員	柳 正敏
副委員長	竹中 一浩	〃	澤 治樹	〃	田中 克美
委員	田中 伸吾	〃	日出嶋香代子	〃	船木 祥一
〃	河下 哲志	〃	芝岡みどり	—	—

7. 説明のため出席した者

町長	榎本 武利	企画財政課長	田中 衛	環境水道課長	川上 壽朗
副町長	西垣 英彦	税務課長	出井 康恵	福祉課長	鈴木 浩次
教育長	寺西 健一	住民生活課長	杉本 征訓	健康対策課長	澤 幸和
病院事業管理者	平井 和憲	商工観光課長	杉村 宏	教育委員会次長	飯野 学
総務課長	岡田 康男	産業建設課長	廣谷 幸人	病院事務長	村島 一美

8. 主な審査事項（経過）

議案第25号 平成26年度岩美町一般会計予算

◆歳入について

◇1款 町税が、予算額で10億円を下回っていることについて質疑がありました。

これに対し、固定資産税の評価替えは平成27年度であるが、地価公示、地価調査により、土地の下落が見られるため、平成26年度に修正を行うこととしておりその減を見込んでいる。償却資産についても償却による減価を見込んでいる。法人町民税においても、平成25年度中の申告状況等から減を見込んでいると説明がありました。

町の財源である税の確保にどう取り組んでいくかと質疑がありました。

これに対し、徴収面からの税の公平を確保するため、厳しい姿勢で滞納整理に取り組んでいる。また、鳥取県地方税滞納整理機構に参加して県と合同で滞納整理にあたっており、職員の徴収能力が向上する中で、徴収効果も上がっていると説明がありました。

固定資産税滞納繰越分の徴収率を20%にしていることについて質疑がありました。

これに対し、滞納額を減らすためには、滞納繰越分と併せて現年分の滞納を減らす必要がある。その中で滞納繰越分の徴収目標とする数値で、これを上回るよう徴収努力を行っていく。また、毎年不納欠損をしているが、納税資力のある者について時効とすることのないよう、滞納整理にあたっていくと説明がありました。

歳入の大切な自主財源である町税の徴収にあたり、更に努力をするようにと意見がありました。

◇6款 地方消費税交付金について、地方消費税交付金の増加分と、歳出における消費税の増額の影響について質疑がありました。

これに対し、地方消費税の増加分は、平成26年度で16,000千円程度と見込んでいるが、この収入は、社会保障財源とすることを予算書・決算書等に明記するよう通知されているところであり、一般会計等で増額になる60,000千円程度の増税影響分は交付税等の一般財源で賄われることになるの説明がありました。

◇10款 地方交付税について、平成26年度地方交付税の状況について4.2%の増ということだが、どのように見積もっているかと質疑がありました。

これに対し、国ベースの交付税総額では1.0%の減となっているが、平成25年度にあった、地方公務員の給与削減の要請による減額の復元等と福祉関係の単位数費用の増加、過疎債の償還に対する交付税措置の増加によると説明がありました。

◇13款 いわみふるさと音楽堂使用料について、使用料の3千円（2日間分）の予算計上は少ない、消極的ではないかと意見がありました。

これに対し、町内者は原則使用料を無料としており、町外者を対象とするものである。こけら落とし公演には町外団体も出演の予定で、音楽堂運営スタッフにも町外者が入っており、これらの方々や町ホームページを活用するなど積極的に施設をPRし、利用推進に努めたいと説明がありました。

◆歳出について

◇2款（総務費）1項6目（企画費）町制施行60周年記念事業費について、町制施行60周年記念事業を十分活用して、町の活性化を図りたいと意見がありました。

次に、日中友好事業の訪中について、平成26年度は岩美町日中友好協会諍友会の訪中事業が計画されている。予算措置はなされているかと質疑がありました。

これに対し、諍友会の訪中事業が3年に一度実施されていることは承知をしているが、昨今の日中情勢から平成26年度に訪中事業が実施できるかどうかは不透明であり、予算措置はしていない。実施される場合は職員随行に要する費用を補正対応したいと説明がありました。

次に、地域おこし協力隊事業費について、平成26年度に開業する新規民宿の施設整備については、開業を控えて進捗を早めるようにと意見がありました。

これに対し、地域おこし協力隊制度の中で、整備する優先順位をお客様の目線で、隊員ともよく協議して進めたいと説明がありました。

次に、空き家対策について、町制施行60周年記念の年であり、ジオパーク再認定の年でもあるので、景観上の面から放置空き家の対策を十分検討されたいと意見がありました。

これに対し、実質的な撤去は難航すると思われるが、空き家対策条例を検討中で

あり、平成26年度中には策定したいと説明がありました。

次に、UIJターン推進事業費について、空き家登録の推進をさらに図るようにと意見がありました。

また、おためし住宅活用のための、移住定住の専門職員はいるのかと質疑がありました。

これに対し、中山間対策等と兼任であり専門職員はいないが、課に前任者もおり、問い合わせ等には課の職員全体で対応できるようにしたいと説明がありました。

◇3款（民生費）1項1目（社会福祉総務費）民生児童委員活動費について、昨年も指摘したが民生児童委員の処遇が改善されたかと質疑がありました。

これに対し、処遇改善ではないが、昨年に比べて1,096千円増となっている内容は、一斉改選の翌年に当たり民生児童委員48名の一泊県外視察研修を計画している。処遇改善については、県福祉保健部に、国に対して改善要求するよう働きかけているが、なかなか進まないと説明がありました。

さらに、町独自で民生児童委員に支給することはできないかと質疑がありました。

これに対し、民生児童委員は法律で無給とされており、相談業務に係る通信運搬や交通費等について実費相当額として国が年間58,200円補てんする以外に、個人に対して県や町は支給できない。なお、地域の見守り活動などの中で経費が発生する場合は、民生児童委員協議会に対する補助金で対応しており、具体的にどのような支援ができるか、協議会とよく相談していきたいと説明がありました。

次に、社会福祉協議会活動費補助金について、ふれあい福祉大会の見直し状況について質疑がありました。

これに対し、町民全体で地域福祉について考える機会となるよう、老人クラブ、自治会、障がい者団体、ボランティア団体等と話し合いを進め、平成26年度から関係団体で実行委員会を組織して具体的な内容を検討し、実行することについて、合意を得ていると説明がありました。

◇4款（衛生費）1項1目（保健衛生総務費）不妊治療費助成金について、実績に照らして予算額および1回あたりの助成額が少ないのではと質疑がありました。

これに対し、特定不妊治療5件分、人工授精4件分を計上したが、関係機関の連携により実績は年々増加してきており、年度途中で予算に不足が見込まれる場合は、補正予算対応をお願いしたい。

助成の上限額については、治療費の実績等を勘案し検討していくと説明がありました。

次に、がん検診推進事業費について、受診率アップの対策について質疑がありました。

これに対し、受診しやすいように受診会場を増やし、受診率アップに努めている

と説明がありました。

1 項 2 目（予防費）予防接種事業費について、子宮頸がん予防ワクチン接種による副反応の事例が全国で発生しているが、町の判断はどうかと質疑がありました。

これに対し、町内では、副反応などの健康被害は発生していない。平成 25 年 6 月の厚生労働省通知に基づき積極的な接種勧奨は控えているが、接種希望者には、副反応の事例について説明を行った上で接種券を発行している。なお、協議継続中の厚生労働省の動向を見守っているが、現時点では、平成 26 年度の接種対象者には接種券は送付しないと説明がありました。

さらに、副反応が発生した場合の町の対応について質疑がありました。

これに対し、定期予防接種であり、他の定期予防接種で副反応が発生した場合と同様、町は国・県に報告、協議を行い、予防接種による副反応と認定された場合には、予防接種健康被害救済制度により補償されると説明がありました。

1 項 3 目（環境衛生費）アスベスト撤去支援事業費について、撤去作業のレベルにより補助内容に違いがあるのかなど、事業の詳細について質疑がありました。

これに対し、対象はアスベストの含有調査と除去であり、本年度当初予算は含有調査費のみを計上している。

除去の作業レベルは 3 段階に区分され、レベルにより撤去作業費は異なるが、それに対し国・県・町で事業費の 3 分の 2 を補助する。撤去作業のレベルによる補助率に違いはない。撤去作業が発生した場合は、補正予算対応をお願いしたいと説明がありました。

2 項 1 目（清掃総務費）海岸漂着物清掃事業費について、県と町の役割分担について質疑がありました。

これに対し、迅速な処理を行うため、大雨、災害などによる膨大な漂着ごみは県が直接処理し、通常の漂着ごみは町が処理すると説明がありました。

◇ 6 款（商工費）1 項 3 目（観光費）ボンネットバス運行事業費について、車両について不安はないかと質疑がありました。

これに対し、車両は古いものであるため、車両負担の軽減を図るため、平成 25 年度から運行形態を 2 往復から 1 往復とした。平成 25 年度もオイル漏れ等の修繕を行っているが、今後もよく整備し大切に管理したいと説明がありました。

次に、浦富海岸元気フェスティバル開催費等補助金について、補助金の増額がなされているが各事業の内訳を示すよう質疑がありました。

これに対し、花火大会は 400 千円増額し 2,000 千円に、ビーチバレー大会、サーフィン大会ともに 50 千円増額し 250 千円にする内容であると説明がありました。

さらに、花火大会は岩美町内で行われる万人規模の大きな大会である。お客様に

より楽しんでいただけるようにと意見がありました。

◇7款（土木費）2項3目（道路新設改良費）道路新設改良事業費について、橋りょうの老朽化対策について質疑がありました。

これに対し、橋りょうの補修は、平成23年に策定した「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、今後計画的に修繕していく予定であり、平成26年度は、吉田橋の補修工事と吉田川に架かる堀川橋の調査設計を予定していると説明がありました。

5項2目（定住促進費）中国労働金庫貸付金について、預託の意義についての質疑がありました。

これに対し、町内に在住し住宅に困窮している勤労者に対し中国労働金庫の実施している勤労者住宅資金貸付の原資として預託するもので、預託金額以上の額を加算して貸し付けるものであると説明がありました。

◇8款（消防費）1項2目（非常備消防費）について、消防団員報酬6,969千円は、消防団員定数分かと質疑がありました。

これに対し、実団員定数573人分の報酬であると説明がありました。

また、新聞報道によれば、国は消防団員報酬として年額36,500円、出動手当分として1回あたり7千円を交付税措置しているとのことであったが、本町消防団員の報酬・手当との関連はどうなっているのかと質疑がありました。

これに対し、交付税の算定では、消防団員の規模は、人口10万人当たり563人で設定されており、この基準によって本町の消防団員に係る報酬等相当額の交付税を算定すれば、5,435千円と見込まれることに対し、平成26年度当初予算では、7,240千円を措置している。

本町は、交付税算定基準の消防団員数よりも約10倍近い団員数を維持し、住民の安全安心の確保に努力していると説明がありました。

また、団員の確保のためにもできる限りの処遇改善に取り組むようにと意見がありました。

◇9款（教育費）1項2目（事務局費）岩美高等学校生徒下宿費補助金について、全員協議会と一般質問で制度の内容について意見があった。2親等以内の親族に下宿する場合も補助の対象とするようにとの意見であったが、どのように検討したか。また、町内に住民登録が必要か、今後この制度をどのように活用していただくとしているのかと質疑がありました。

これに対し、岩美高校に多くの生徒が集まっただけのように、2親等以内の親族に下宿する場合でも補助の対象としたい。住民登録については様々なケースがあると思われるのでその都度判断をするなど、より利用しやすい制度としたいと説明がありました。

2項2目（小学校・教育振興費）、3項2目（中学校・教育振興費）土曜授業について、今後はどう進めようとしているのかと質疑がありました。

これに対し、平成26年度の実施は見送ったところである。今後、関係団体や県、他市町村とさらに協議を重ね、実施に当たってはしっかりとした目的を掲げ、効果あるものとなるよう取り組んでいきたいと説明がありました。

4項2目（公民館費）中央公民館の建替えについて、施政方針の中で、5年後を目途とする中央公民館の建替えの検討を行うとのことであるが、状況説明を求める質疑がありました。

これに対し、現中央公民館は老朽化が進んでおり、近い将来大きな修繕が必要となることが予想されていることから、町立図書館を含め5年後を目途に建替えするよう検討を行いたい。その際には町民に広く意見を聞き、また、ふるさと納税や寄附を募りたいと考えていると説明がありました。

次に、第2条（債務負担行為）、第3条（地方債）、第4条（一時借入金）、第5条（歳出予算の流用）については、質疑・意見はありませんでした。

議案第26号 平成26年度岩美町住宅新築資金等貸付特別会計予算

質疑・意見はありませんでした。

議案第27号 平成26年度岩美町代替バス運送事業特別会計予算

運賃の据え置きについて、消費税が10%となった際はどのようにするのかと質疑がありました。

これに対し、できるだけ値上げしない方向で検討したいと説明がありました。

また、乗車率の向上策は考えているかと質疑がありました。

これに対し、費用対効果の面で運行経路の充実については難しいと考えるが、アニメフリーの活用や地域での乗車運動、また、平成25年度実施した「ノルデ運動」の活用をしていきたいと説明がありました。

議案第28号 平成26年度岩美町後期高齢者医療特別会計予算

◇2款（広域連合納付金）1項1目（広域連合納付金）について、納付金の増額理由について質疑がありました。

これに対し、平成26年度は保険料率が改定され、保険料納付金が約4%増加したこと、保険料を軽減するための財源である保険基盤安定拠出金が増加したことによると説明がありました。

議案第29号 平成26年度国民健康保険特別会計予算

議案第30号 平成26年度岩美町集落排水処理事業特別会計予算

質疑・意見はありませんでした。

議案第31号 平成26年度岩美町公共下水道事業特別会計予算

◇1款（下水道費）1項2目（施設管理費）の増額理由について質疑がありました。

これに対し、外部委託している施設の維持管理の労務単価及び消費税率のアップにより増額となったと説明がありました。

議案第32号 平成26年度岩美町介護保険特別会計予算

◇歳入9款（町債）1項1目（財政安定化基金貸付金）の返済について質疑がありました。

これに対し、当初予算編成における収支不足を補てんするため貸付金を計上したが、実際には、平成25年度の決算により国・県から給付費負担金を受けて、貸付を回避できる見込みである。仮に、回避できなかった場合は、平成27年度に始まる第6期介護保険事業計画の第1号被保険者保険料を財源に、3年間で償還することになると説明がありました。

議案第33号 平成26年度岩美町訪問看護ステーション特別会計予算

経営状況について質疑がありました。

これに対し、平成20年度以降は事業収支がマイナスであり、毎年基金を取り崩しているのが実情であると説明がありました。

議案第34号 平成26年度岩美町水道事業会計予算

特別損失の固定資産除却費について質疑がありました。

これに対し、新会計基準への移行に伴い、改めて帳簿、資産等について決算書のある限り遡って再点検した結果、過誤や齟齬が発見されたことにより修正するものであり、大変申し訳ないと陳謝がありました。

議案第35号 平成26年度岩美町病院事業会計

賞与引当金と貸倒引当金の内容について質疑がありました。

これに対し、新会計基準への移行に伴い、平成26年度の夏季期末勤勉手当の平成25年度期間相当分を特別損失に、平成27年度の夏季期末勤勉手当の平成26年度期間相当分を賞与引当金として計上しており、平成26年度は、合わせて16ヶ月分の期末勤勉手当を計上していると説明がありました。

また、貸倒引当金については、過去3年間の不納欠損額の実績を考慮して算出していると説明がありました。

固定資産の整理に伴う特別利益、特別損失の内容について質疑がありました。

これに対し、固定資産の適切な管理ができてなく大変申し訳ないと陳謝がありました。内容としては、新会計基準への移行に伴い行った、資産の精査により発見した減価償却費の誤りを修正するものと説明がありました。